

日本消化器内視鏡技師会 演題応募時の倫理的配慮の明記について

~~~~~

### 演題応募にあたっての注意事項

「倫理的配慮の明記について」

応募する演題が倫理的配慮のもとに実施されたものであることを演題応募時に必ず明記して頂く必要があります。つきましては、以下の内容を確認し適切に登録して下さい。

研究対象となる本人及び家族に、研究の目的・症例の取り扱い・プライバシー保護のための方法・承諾の自由と断っても不利益を被らないこと（保護）などを説明した後、文書あるいは口頭で承諾を得た旨を明記して下さい。

本人からの承諾が不可能な場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には所属する施設の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また、対象が小児の場合は、本人からの承諾は発達段階にもよりますが、家族からの承諾が必要になります。なお、所属する施設に倫理委員会があれば、委員会の承認を得て、その旨を明記して下さい。

### <倫理的配慮の記述例>

- 例1) 本研究の対象者には、研究目的、方法、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、個人情報の保護について文書と口頭で説明を行い同意を得た。
- 例2) 発表にあたり、研究対象者のプライバシー保護に配慮し、本人および家族から口頭にて同意を得た。
- 例3) 本研究は、所属施設の倫理委員会において承認を得て、研究対象者が特定されないよう配慮した。

### 演題応募の web 登録方法

|                                                     |                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 倫理的配慮の明記について<br>倫理的配慮を必要とする対象者がいる研究である。<br>(必須)     | ○はい<br>○いいえ<br>※「はい」を選択された場合は下記に倫理的配慮の内容を必ず登録してください。<br>※「いいえ」を選択された場合でも所属施設の倫理委員会において承認を得ている場合は登録してください。 |
| 倫理的配慮の内容<br>※「倫理的配慮の明記について」の<倫理的配慮の記述例>を参考に登録して下さい。 |                                                                                                           |

- ・学会発表では本文中に倫理的配慮の記述を行って下さい。
- ・倫理的配慮が適切に行われていない場合は、応募演題が採択されないことがあります。